

# 香川県報



号外 2

平成 15 年

7月15日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

### 規 則

- 香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則等の一部を改正する規則  
（障害福祉課） 一
- 香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則  
（医務国保課） 二
- 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規  
則（都市計画課） 二
- 香川県屋外広告物条例施行規則及び香川県出先機関事務決裁規則の一部を改  
正する規則（ ） 三
- 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を  
定める規則の一部を改正する規則（ ） 四

## 規 則

香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十五年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第七十九号

香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則等の一部を改正する規則

（香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正）

第一条 香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年香川県規則第十七号）  
の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（条例第三条第一項第一号の規則で定めるもの）

第二条 条例第三条第一項第一号の規則で定めるものは、次に掲げる機関の長又は精神  
保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十八条第  
一項に規定する精神保健指定医とする。

一 香川県子ども女性相談センター

二 香川県子ども女性相談センター西子子ども相談センター

三 香川県の知的障害者相談所

四 香川県精神保健福祉センター

第四条第一項中、「この制度」を「共済制度」に改め、同項第四号中、「一」を「いず  
れかに」に改める。

附則第二項中、「附則第三項」を「附則第二項」に改める。

附則第三項中、「附則第三項本文」を「附則第二項本文」に、「附則第三項」を「附  
則第二項」に改める。

第五号様式（表面）中、「~~香川県品職~~」を「~~香川県品職~~（~~香川海産物~~）」に改める。

（香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（平成七年香  
川県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中、「附則第三項」を「附則第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第一条中香川県心身障害者扶  
養共済制度条例施行規則第二条及び第五号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八十号

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則(昭和三十八年香川県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項中「条例第三条第一項に規定する特定医療施設等(以下「特定医療施設等」という。)のうち、同項各号に掲げる施設等又は次条第六号若しくは第七号に掲げる施設」を「次条第一号から第九号までに掲げる施設等」に改め、同条第四項中「特定医療施設等のうち、条例第三条第一項各号に掲げる施設等又は次条第六号若しくは第七号に掲げる施設」を「次条第一号から第九号までに掲げる施設等」に改め、同条第五項中「特定医療施設等(条例第三条第一項第五号に掲げる施設を除く。)」を「次条各号(第九号を除く。)(に掲げる施設等」に改める。

第一条の三の見出しを「(特定医療施設等)」に改め、同条中「施設等は、次のとおり」を「医療施設等は、県内の次に掲げる施設等(第九号に掲げる施設にあつては、県外の施設を含む。)」に改め、第八号を第十五号とし、第六号及び第七号を削り、第五号を第十四号とし、第四号を第十三号とし、第三号を第十二号とし、同条第二号中「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を削り、同号を同条第十一号とし、同条中第一号を第十号とし、同条に第一号から第九号までとして次の九号を加える。

- 一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院
- 二 医療法第一条の五第二項に規定する診療所
- 三 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第二項の規定により厚生労働大臣の指定した国立療養所
- 四 児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設
- 五 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二条に規定する母子健康センター
- 六 町
- 七 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設
- 八 介護保険法第四十一条第一項の規定による指定に係る居宅サービス事業(同法第七条第八項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)(を行う事業所
- 九 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十

七号(第十一条第一号に規定する施設  
第一条の四を次のように改める。  
(看護職員の業務)

第一条の四 条例第三条第一項に規定する特定医療施設等のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げる施設等とし、同項に規定する規則で定める業務は、それぞれ当該各号に掲げる業務とする。

- 一 前条第五号に掲げる施設 助産師の業務
- 二 前条第六号に掲げる施設等 第一種修学資金の貸付けにあつては保健師の業務、第二種修学資金の貸付けにあつては保健師又は看護師の業務

第十条の二第一項第一号中「医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院」を「第一条の三第一号に掲げる施設」に改め、同項第三号中「第一条の三第一号から第五号まで及び第八号」を「第一条の三第十号から第十五号まで」に改め、同項第四号中「条例第三条第一項第五号」を「第一条の三第九号」に改める。

第十一条第一項中「第一条の三第七号及び第八号」を「第一条の三第八号及び第十五号」に、「条例第三条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号」を「同条第一号から第五号まで又は第七号」に改め、「又は第一条の三第六号に掲げる施設」を削る。

附 則

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年七月十五日

香川県規則第八十一号

香川県知事 真 鍋 武 紀

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和四十五年香川県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号を次のように改める。

三 独立行政法人緑資源機構

第三条第七号及び第八号を次のように改める。

七 独立行政法人水資源機構

八 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

附則

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

香川県屋外広告物条例施行規則及び香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成十五年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八十二号

香川県屋外広告物条例施行規則及び香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

(香川県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第一条 香川県屋外広告物条例施行規則(昭和四十年香川県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五条第一項第四号の規定により、条例の適用を除外する広告物又はこれを掲出する物件」を「第五条第一項第五号の規定で定める基準」に、「もの」を「こと」に改め、同条第二項の表以外の部分を次のように改める。

条例第五条第一項第六号の規定で定める公益上必要な施設又は物件は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号の規定で定める基準は、広告表示面積が同表の下欄に掲げるものであることとする。

第二条第二項の表中「ちり屑入れ」を「くす入れ」に改め、同条第三項中「そこなわず、かつ」を「損なわず、かつ」、「に」、「行なう」を「行う」に改める。

第四条中「第九条の」を「第九条第一項の規定で定める」に改める。

第六条第一項第九号中「第十七条第二項」を「第十七条第二項第一号」に改め、「又は廃止届」を削り、「屋外広告業届出事項変更(廃止)届」を「屋外広告業届出事項変更

更届」に改め、同項に次の一号を加える。

十 条例第十七条第二項第二号の規定による屋外広告業廃止届

屋外広告業廃止届(第四号様式の三)

第七条第二項中「受理した」を「受けた」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事は、条例第十七条第一項第一号に掲げる事項の変更に係る同条第二項第一号の規定による届出事項変更届を受けたときは、前項の屋外広告業届出済証を書き換えて交付するものとする。

第八条中「前条」を「前条第一項」に、「見えやすい」を「見やすい」に改める。

第十二条第一項中「各号に掲げる講習要目とし、その講習時間は、それぞれ当該各号に掲げる時間」を「とおり」に改め、同項第一号中「六時間」を削り、同項第二号中「四時間」を削り、同項第三号中「八時間」を削り、同条第二項第二号中「第三条」を「第二条第四項」に改め、同項第三号中「第四十四条第一項に規定する」を「第四十四条第一項第一号の」に、「第二種電気主任技術者免状又は」を「同項第二号の第二種電気主任技術者免状又は同項第三号の」に改める。

第四号様式の三注1を次のように改める。

- 1 次に掲げる事項を添付すること。
  - ア 屋外広告業を営む者の氏名若しくは名称若しくは住所又は法人にあつては、その代表者の氏名を変更した場合は、屋外広告業届出済証
  - イ 営業所に置く講習会修了者等を変更した場合は、その資格を証明する書類
  - ウ 屋外広告業を廃止した場合は、屋外広告業届出済証

(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)

第一条 香川県出先機関事務決裁規則(昭和四十四年香川県規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表三小豆総合事務所(監理課)屋外広告物条例関係事務の項所長等委任事項の欄中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項同欄第五号中「禁止区域内の公共的目的をもちた広告物等及び特別の広告物等」を「本庁で報告を徴し、又は立入検査を行わせる命令」に改め、同号を同項同欄第六号とし、同項同欄中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項同欄第二号中「法令の規定等に違反した者」を「許可の条件に

違反した者等」に改め、回字を同項同欄第三号と同一、同項同欄第一号の次に次の一号を加える。

2 禁止区域等における公共的団体の広告物の表示等を承認すること（本庁で承認したものを除く。）。（条5条1項4号）

別表三土木事務所屋外広告物条例関係事務の項所長等委任事項の欄中第七号を第八号と同一、第六号を第七号と同一、同項同欄第五号中「禁止区域内の公共的目的をもつた広告物等及び特別の広告物等」を「本庁で報告を徴し、又は立入検査を行わせる場合」に改め、回字を同項同欄第六号と同一、同項同欄第四号を第五号と同一、第三号を第四号と同一、同項同欄第二号中「法令の規定等に違反した者」を「許可の条件に違反した者等」に改め、回字を同項同欄第三号と同一、同項同欄第一号の次に次の一号を加える。

2 禁止区域等における公共的団体の広告物の表示等を承認すること（本庁で承認したものを除く。）。（条5条1項4号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八十三号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年香川県規則第一百七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三十一の項イ中「第三十一条の第二項第十一号八、第六十二条の三第四項第十一号八」を「第三十一条の第二項第十二号八、第六十二条の三第四項第十二号八」に改め、同項口中「第三十一条の第二項第十二号二、第六十二条の三第四項第十二号二」を「第三十一条の第二項第十三号二、第六十二条の三第四項第十三号二」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

